

## 令和8年度 県民だより発行(印刷・配布)業務要領

静岡県を甲とし、 を乙として、令和8年4月1日に締結した県民だより発行(印刷・配布)業務契約については、当該契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 回数

12回、令和8年5月号から令和9年4月号まで

### 第2 規格等

#### (1) 紙面

##### ア 部数

1回当たり803,700部(新聞折り込みあり)、または36,000部(新聞折り込みなし)

ただし、ここに掲げる部数にかかわらず、第5(1)に掲げる配布先すべてに配布するものとする。

##### イ 判型

タブロイド判

##### ウ ページ数及び発行回数

4ページ(4色4ページ)、12回(うち新聞折り込み4回、折り込みなし8回)

##### エ 紙質

48k。静岡県環境物品等調達に関する基本方針(令和7年4月)の別記「特定調達品目及び判断基準等」の1用紙類の塗工されていない印刷用紙の判断基準を満たすもの。ただし、特段の理由により判断基準を満たすものを調達することが困難な場合においては、別途、甲と協議する。

印刷再生紙(古紙含有率70%以上、白色度55~70%)

### 第3 出稿日及び発行日

#### (1) 発行日

原則として毎月1日とする。ただし、4月号は令和9年3月31日(水)の発行とする。

#### (2) 発行スケジュール

本業務における標準的な発行スケジュールは別紙「制作日程モデル」のとおりとする。

### 第4 印刷

(1) 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針(令和7年4月)の別記「特定調達品目及び判断基準等」の2納入印刷物の判断基準を満たすものとする。

(2) 乙は、印刷所を変更するときは、事前に甲の承認を得る。

## 第5 配布

### (1) 配布先・配布数量

配布先・配布数量は別紙「配布先・数量一覧」のとおり。4月号、7月号、10月号、1月号の計4回は、次のアからカにより対応する。なお、5月号、6月号、8月号、9月号、11月号、12月号、2月号、3月号の計8回は、アは実施しない。配布先の箇所数・部数は変動する場合がある。

ア 一般家庭、事業所等（（2）の配布方法による。）

イ 県出先機関等 県が別途管理する名簿により配布する。毎号発行日前日までに配布するものとする。

ウ 県内市町 県が別途管理する名簿により配布する。毎号発行日前日までに配布するものとする。

エ 県内その他（公立図書館、公民館、病院、コンビニ、デイサービスセンター、大学、市立・私立高校、各種学校、店舗、郵便局、JA、個人等） 県が別途管理する名簿により配布する。

オ 県外 県が別途管理する名簿により配布する。

### (2) 配布方法

ア 朝日、毎日、読売、産経、日本経済、東京、中日、静岡、伊豆の各新聞の定期購読世帯に対する新聞折り込みによる。ただし、不可能な場合には、有効適切な他の方法により確実な配布を行う。なお、御殿場市、小山町配布分については新聞折り込みをせず、必要部数（約4万部）をまとめて甲の指定する場所に配送するものとする。

イ 新聞折り込みにより配布した場合、乙は各新聞販売店まで配布したことを証するものを書面にして、甲に提出する。

ウ 県民だよりが一般家庭、事業所等に到着する日は、発行日とする。

エ 新聞を郵送購読している家庭等は全戸郵送する。この場合、発行日の前日以前に発送する。

オ 郵便局へは、日本郵便株式会社のサービス（郵便・ゆうパック等）を利用して配送する。

### (3) 配布漏れの防止等

ア 乙は、（2）の配布により、到達漏れ等のトラブルを生じさせてはならない。

イ 乙は、到達漏れ等のトラブルが生じたときは、直ちに当該世帯に県民だよりを配布するとともに甲に原因を報告し、改善策等について協議する。

### (4) 配布先・部数等の変更

甲は配布先・部数等については甲の指示により変更する場合がある。なお、大幅な変更でない場合は、契約の変更は行わない。

(5) 印刷データの引渡し

- ア 広報紙の印刷データは、別途契約する企画・制作業務の事業者から引渡しをする。
- イ 印刷データは校正会議後に校正紙を県へ提出する。
- ウ 広告データは、別途契約する広告掲載業務の事業者から引渡しをする。

(6) 報告

- ア 報告書は次の様式による。(様式は別紙のとおり)  
様式1 印刷部数や新聞折り込み分等を記載する。
- イ 報告部数等  
集計データ及び打ち出し1部
- ウ 報告書の修正等  
提出された報告書は、修正等を指示する場合がある。

(7) 秘密の保持

個人情報に記載されている応募はがき等の管理・取り扱いは慎重に行い、外部に情報を漏らさないこと。外部団体等に作業を委託する場合にも同様とする。

第6 その他

(1) 報告書の様式

契約書第10条に規定する報告書の様式は、別添のとおりとする。

(2) 秘密の保持

乙は、業務上知り得た甲の秘密を甲によって公表されるまで他に漏らしてはならない。

(3) 臨時号の発行

契約書第16条に定める臨時号については、当該災害の状況等を総合的に勘案しその規格・部数等を決定するものとする。また、当該災害の状況等に応じ、通常号は数ヶ月休止する場合がある。

(4) 条件の遵守

- ア 乙は、誠意をもってこれを遵守しなければならない。
- イ 甲は、この発行業務要領の内容を変更しようとするときは、乙にあらかじめ協議しなければならない。

以下余白

【参考】

制作日程モデル（9月号）※情報ひろばを除く

日付	日数	業務内容	乙の主な業務		備考
			県民だより	広告	
8月1日（土）					
2日（日）			取材、撮影等		
3日（月）	20				
4日（火）	19		テキスト原稿提出(13時頃)		
5日（水）	18				
6日（木）	17				
7日（金）	16		初校PDF提出(13時頃)		
8日（土）					
9日（日）					
10日（月）	15				
11日（火）					
12日（水）	14	初校	初校紙提出(9時頃)		県から校正指示(15時頃)
13日（木）	13		2校PDF提出(13時頃)		
14日（金）	12	2校	2校紙提出(9時頃)		県から校正指示(15時頃)
15日（土）					
16日（日）					
17日（月）	11		最終校PDF提出(13時頃)	原稿受領	
18日（火）	10	最終校	最終校紙提出(9時頃)		県から校正指示(15時頃)
19日（水）	9		色校PDF提出(9時頃)、紙色校提出(12時頃)、 点字・こえ用テキスト提出(17時頃)		
20日（木）	8	色校		紙面に反映	県から校正指示(14時頃) 次号打ち合わせ
21日（金）	7		念校PDF提出(13時頃)		
22日（土）					
23日（日）					
24日（月）	6	校了	念校紙原稿提出(9時頃)・校了(11時頃)		
25日（火）	5				
26日（水）	4		インターネット版データ提出・修正		
27日（木）	3		インターネット版最終データ提出		次号制作開始
28日（金）	2				
29日（土）					
30日（日）					
31日（月）	1				
9月1日（火）			9月号発行		

【参考】

## 情報ひろばの制作日程モデル（9月号）

日付	日数	情報ひろば	乙の主な業務	全体	備考
7月21日（水）		入稿	ワード原稿作成開始（県→事業者）		
27日（月）	26				
28日（火）	25		ワード原稿提出（9:00）（事業者→県）		
29日（水）	24				
30日（木）	23				
31日（金）	22		初校ワード提出（9時まで）（事業者→県）		
8月1日（土）					
2日（日）					
3日（月）	21				
4日（火）	20	初校	戻し（17時頃）（県→事業者）		
5日（水）	19				
6日（木）	18		2校PDF提出（9時まで）（事業者→県）		
7日（金）	17				
8日（土）					
9日（日）					
10日（月）	15	2校	戻し（15時頃）（県→事業者）		
11日（火）					
12日（水）	14		最終校PDF提出（13時頃）（事業者→県）	初校	
13日（木）	13				
14日（金）	12			2校	
15日（土）					
16日（日）					
17日（月）	11				
18日（火）	10	最終校	戻し（15時頃）（県→事業者）	最終校	
19日（水）	9		色校PDF提出（9時頃）（事業者→県）、紙色校提出（12時頃）、点字・こえ用テキスト提出（17時頃）		
20日（木）	8	色校	戻し（14時頃）（県→事業者）	色校	
21日（金）	7		念校PDF提出（13時頃）（事業者→県）		
22日（土）					
23日（日）					
24日（月）	6	校了	戻し（9時頃）（県→事業者）・校了（11時頃）	校了	
25日（火）	5				
26日（水）	4		インターネット版データ提出・修正		
27日（木）	3		インターネット版最終データ提出		
28日（金）	2				
29日（土）					
30日（日）					
31日（月）	1				
9月1日（火）			9月号発行		

## 配布先・数量一覧（配布先別見込み）

区 分		箇所数	部数
	御殿場市・小山町ポスティング分		40,400
県	県出先機関等	29	1,095
内	市町	109	3,306
直	公立図書館	93	1,465
接	公民館	222	4,275
配	病院	32	1,465
布	コンビニ(ローソン、セブンイレブン、Fマート、ミニスト)	1,623	16,230
	デイサービスセンター	154	1,596
	大学	24	885
	市立・私立高校	49	147
	各種学校	67	941
	店舗等	36	893
	郵便局	35	350
	JA	17	1,665
	個人等	29	30
	小計	2,519	34,343
	県外	8	327
	合計	2,527	75,070

※別途県庁に1,200部程度納品すること

※ポスティング分は新聞折込を実施する月のみ配布

## 配布先・数量一覧（部数別見込み）

部数	国内 (箇所数)	
	国内	県外
1	33	
2	5	
3	51	1
5	40	
10	1,900	1
15	41	1
20	327	1
25	7	
30	30	
35	6	
40	16	2
50	30	
55	4	
60	8	
65	1	
70	1	
80	8	
85		
90	3	
100	7	2
110	2	
120		
130		
150		
180	1	
200	4	
300		
480	1	
500		
800	1	
計	2,527	8

※配布数量について、次月以降変更する場合がある。

※新聞折込のある月は別途、御殿場市・小山町ポスティング分（4.4万部）  
を御殿場市内（1箇所）へ配送すること

報告書様式

県民だより		月号報告書	
紙面	ページ		
印刷	部数	部	
配布			
新聞折り込み分	折り込み日	令和 年 月 日 完了	
市 町	配 布 日	令和 年 月 日 完了	
県出先機関等	配 布 日	令和 年 月 日 完了	
そ の 他	郵 送 分		その他配送分
	海外送付分		
トラブル	有 ・ 無		
有りの場合	その内容		
	その処理		
<p>県民だより発行業務契約書第10条に基づき、令和 年 月号に関して、上記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>			